

福岡労基発 1030 第 4 号
令和 2 年 1 0 月 3 0 日

別記団体の長 殿

福岡労働局労働基準部長
(契印省略)

陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けての取組の強化について(緊急要請)

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年の陸上貨物運送事業の死傷者数は 802 件で、前年と比べ 2.4% の増加(19 件増加)となりました。この増加傾向は今年に入って勢いを増し、令和 2 年 9 月末日現在での陸上貨物運送事業の死傷者数は 597 件で、前年同期と比べ 16.8% 増の大幅増加(86 件増加)となり、大変憂慮すべき事態となっています。

死傷災害の発生要因としては、荷役作業時における労働災害が全体の約 7 割を占め、災害の内容は「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作」「転倒」の 3 つで全体の約 6 割を占めています。

こうした状況下で、労働者が安心して安全に働き続けることが重要であり、労働災害防止のための積極的な取組が必要となっています。

これを受け、現下の労働災害発生状況を陸上貨物運送事業関係者の方々に共有していただき、陸上貨物運送事業における事業者、労働者の方々はもとより、荷役作業に関わるトラックドライバーの 1 人 1 人が、労働災害防止に向けた取組を行うよう労働災害防止取組強化を目的とした緊急要請のリーフレットを福岡労働局にて作成しました。

つきましては、貴団体におかれましても、本件リーフレットを活用して、現下の労働災害発生状況について貴団体傘下会員に共有していただくとともに、関係陸上貨物運送事業者の労働災害防止に向けた取組を推進していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別添)

緊急要請リーフレット

「陸上貨物運送事業の皆様その作業大丈夫ですか？」



(別記)

公益社団法人福岡県労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会 福岡県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福岡県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 福岡県支部
中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター
福岡県経営者協会
福岡県商工会議所連合会
福岡県商工会連合会
福岡県中小企業団体中央会
一般社団法人福岡県建設業協会
公益社団法人福岡県トラック協会
一般社団法人日本ボイラ協会 福岡支部
一般社団法人日本クレーン協会 福岡支部
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 福岡事務所
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 福岡県支部
一般社団法人日本建設業連合会 九州支部
一般社団法人福岡県機械金属工業会連合会
久留米鉄工団地協同組合
ブリヂストン久留米工場 ブリヂストン久留米地区安全衛生協力会
ダイハツ九州(株)久留米工場 安全衛生協力会久留米分科会
飯塚市飯塚団地工業会
庄内工業団地協議会
福岡県北部鉄工協同組合
グリーンヒル幸袋工業団地
協同組合築地会
夕原工業団地協同組合
戸畑新工業団地協同組合
協同組合安協会
八幡鉄工業協同組合
洞海若松工業団地協同組合
響工業団地協同組合
二島工業団地協伸会
黒崎新志会
日本製鉄八幡製鐵所 八新会
三菱ケミカル(株) 黒崎安全衛生協議会
安川電機 安全衛生協力会
黒崎播磨 安全衛生協力部会
三菱マテリアル九州地区 安全衛生協力会 黒崎分会

日鉄エンジニアリング 安全衛生協力会
日本製鉄(株) 安全衛生協力会
九築工業 安全衛生協力会
日本コークス工業 安全衛生協議会
日揮触媒化成 安全衛生協力会
トーカイ協力会
日立金属構内安全衛生協議会
東京製鐵安全衛生協力会
日本鉄塔協力企業安全衛生推進会
田野浦大久保地区災害防止協議会
新門司地区安全衛生協議会
直方工業団地協同組合
鞍手工業団地協同組合
中泉団地協議会
明神池工業団地協議会
御徳工業団地企業連絡協議会
古門工業団地安全衛生協議会
黍田工業団地協議会
桐野工業団地協議会
宮田笠松地区安全衛生協議会
直方鉄工協同組合
小竹団地協議会
トヨタ自動車安全衛生協力会
豊前東部地区企業連絡協議会
広川中核工業団地連絡会 安全衛生委員会
宇美町早見工業団地企業連絡協議会
須恵町工業団地安全衛生協議会
久山地区安全衛生協議会 (原工業団地、赤坂工業団地)
登り尾工業団地連絡協議会
福岡東鉄工団地協同組合
宇美町若草工業団地労働安全衛生協議会
古賀市工業団地十五日会

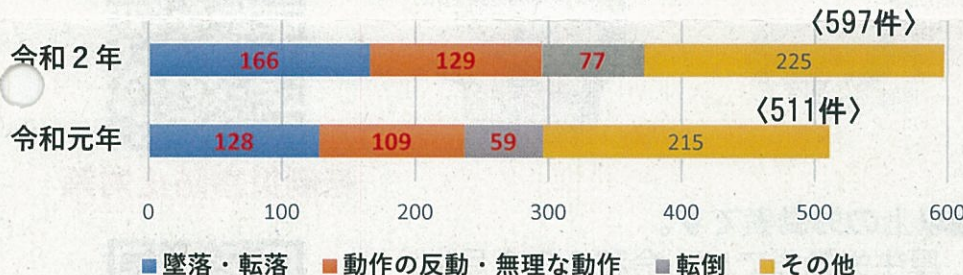
陸上貨物運送事業の皆様その作業大丈夫ですか？

緊急要請

～あなたの模範となる行動が、労働災害を防ぐことに繋がります～

福岡県内の陸上貨物運送事業における休業4日以上死傷者数は、令和2年9月末日現在で**597人**となり、前年同期比で86人も増加しており、今現在も**増加傾向**に歯止めがかかりません。**災害の内容は「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作」「転倒」の3つで約6割を占めています。**災害の程度は、**休業1月以上が5割を超え、重症化が進んでいる**と言えます。今こそ、事業者様・働く皆様1人1人の労働災害発生防止のための真剣な取り組みが必要です。

陸上貨物運送業事故の型別労働災害発生状況



事故型別災害
発生件数トップ3

墜落・転落

動作の反動・
無理な動作

転倒



1 トラック・荷台等からの「墜落・転落」災害防止対策

- 荷役作業者は、安全な作業方法を遵守すること！
- 墜落時保護用の保護帽を着用すること！
- 昇降設備の使用の徹底とあおりを立てる場合には必ず固定を！
- 荷台等への昇降時は、3点確保の徹底を！（手足4点の内の3点）



2 「動作の反動、無理な動作」による災害防止対策

- 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと！
- 特に、長時間の貨物自動車の運転の後には、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばす！
- 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない！
- 重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押す！
- 重量の重い荷は、2人以上で扱う！
- できるだけ台車等を使用する！



荷役作業安全対策(事業者用)



荷役作業重大災害対策

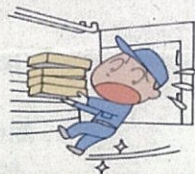


3 「転倒」 災害防止対策

荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認する！
- ・後ずさりでの作業はできるだけ行わない！
- 荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用！
- 荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸等のつまずき原因をなくす！
- 荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置する、床面の防滑化！
- 台車等の使用！（荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため）

＊転倒災害の主な原因は、「滑り」「つまずき」「踏み外し」です。



転倒災害防止対策

4 高齢労働者対策

被災者の約5割が50歳以上の労働者です。

高齢労働者対策について、厚生労働省では、令和2年3月に「**高年齢労働者の安全と健康確保のための ガイドライン**」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場などで、**事業者と労働者に求められる取組**を具体的に示したものです。是非ご活用ください。



高齢労働者対策

5 交通労働災害防止対策

| | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 適正な労働時間等管理・走行管理 <ul style="list-style-type: none"> ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。 ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。 | <input type="checkbox"/> 教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> 以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。 ・十分な睡眠時間の必要性の理解 |
| <input type="checkbox"/> 点呼の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。 | <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全情報マップによる実態把握 |
| <input type="checkbox"/> 荷役作業を行わせる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。 | <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全情報マップによる実態把握 |
| <input type="checkbox"/> 交通労働災害防止の意識高揚 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。 ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。 | <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。 ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。 ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。 ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。 |



交通労働災害防止対策

福岡労働局安全課 R2.10